

鳥取県告示第592号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の4第2項の規定に基づき、指定調査機関の住所及び調査事務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年10月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	住 所	調査事務を行う事務所の所在地	変更年月日
特定非営利活動法人鳥取社会福祉 評価機構	鳥取市良田39	鳥取市良田39	平成22年9月24日